

平成31年かすみがうら市議会第1回定例会

市長提出議案集

平成31年3月1日提出

かすみがうら市

## 目次

1. 議案第 6 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について【一部改正】 …………… 1
2. 議案第 7 号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のた  
めの固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について【一部改正】 …………… 2
3. 議案第 8 号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について【一部改正】  
…………… 4
4. 議案第 9 号 かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて【一部改正】 …………… 6
5. 議案第 10 号 かすみがうら市農業集落排水処理施設の管理に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について【一部改正】  
…………… 8
6. 議案第 11 号 かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】  
…………… 10
7. 議案第 12 号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の  
制定について【一部改正】 …………… 12
8. 議案第 13 号 かすみがうら市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並  
びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について【一部改正】  
…………… 14

9. 議案第 14 号	かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例を廃止する条例の制定について 【廃止】	.....	16
10. 議案第 15 号	かすみがうら市農業集落排水施設維持管理基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について 【廃止】	.....	17
11. 議案第 16 号	平成 30 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 7 号）	.....	18
12. 議案第 17 号	平成 30 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	.....	42
13. 議案第 18 号	平成 30 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	.....	49
14. 議案第 19 号	平成 30 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	.....	56
15. 議案第 20 号	平成 30 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）	.....	58
16. 議案第 21 号	平成 30 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	.....	65
17. 議案第 22 号	平成 31 年度かすみがうら市一般会計予算	.....	（予算書）
18. 議案第 23 号	平成 31 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算	.....	（予算書）
19. 議案第 24 号	平成 31 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算	.....	（予算書）
20. 議案第 25 号	平成 31 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算	.....	（予算書）

21. 議案第 26 号	平成 31 年度かすみがうら市水道事業会計予算	……………	(予算書)
22. 議案第 27 号	平成 31 年度かすみがうら市下水道事業会計予算	……………	(予算書)
23. 議案第 28 号	かすみがうら市交流センターの指定管理者の指定について	……………	72
24. 議案第 29 号	土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合規約の変更 について	……………	73
25. 議案第 30 号	土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合規約の変更 に伴う財産処分について	……………	76

(参考資料)

○ 付議事件(条例)条文新旧対照表	……………	78~89
・ かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表	……………	(78)
・ かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産 税の特例措置に関する条例 新旧対照表	……………	(78~81)
・ かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例 新旧対照表	……………	(81~83)
・ かすみがうら市下水道条例 新旧対照表	……………	(83~84)
・ かすみがうら市農業集落排水処理施設の管理に関する条例 新旧対照表	……………	(84~85)
・ かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 新旧対 照表	……………	(85)

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に  
関する条例 新旧対照表(かすみがうら市水道事業及び下水道事業の  
設置等に関する条例の一部を改正する条例附則第 2 項関係)

………… (85～86)

・ かすみがうら市水道事業給水条例 新旧対照表 ……… (86～88)

・ かすみがうら市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術  
管理者の資格基準に関する条例 新旧対照表 ……… (88～89)

議案第 6 号

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり  
制定する。

平成 3 1 年 3 月 1 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
かすみがうら市職員の給与に関する条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第  
4 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の表中「会計管理者の職務」を削る。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 7 号

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 3 月 1 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例（平成 21 年かすみがうら市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「新增設」を「新設又は増設（以下「新增設」という。）」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 この条例において「新設」とは、市内に事務所等を有しない企業が市内に事務所等を新たに建設して設置することをいい、「増設」とは、市内に既に事務所等を有する企業が事務所等の設置若しくは取得又は既存の事務所等の設備を拡張することをいう。

第 2 条に次の 1 項を加える。

8 この条例において「新規雇用従業員」とは、規則で定める者をいう。

第4条第1項中「3年度分の固定資産税」を「3年度分」に改め、同項ただし書を削る。

第4条第2項中「5年度分の固定資産税」を「5年度分」に改め、同項ただし書を削る。

第4条に次の1項を加える。

3 次条第2号に規定する申告に係る従業員数が5人未満（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者にあつては3人未満）の特例法人又は認定事業者は、前2項の規定による固定資産税の課税の免除を受けることができない。

第5条中「前条の規定」を「前条第1項又は第2項の規定の適用」に、「法人等」を「特例法人又は認定事業者（以下「特例法人等」という。）」に改め、同条第2号中「特例法人及び認定事業者（以下「特例法人等」という。）」を「特例法人等」に改め、同号中「及び」を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 8 号

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 3 月 1 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例  
かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 88 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号に次のように加える。

キ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に基づく精神障害者保健福祉手帳を交付された者のうち、障害程度が 1 級の者（65 歳以上 75 歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第 50 条第 2 号の規定による認定を受けたものに限る。）

第 4 条の 2 中「重度心身障害者等並びに母子家庭の母子及び父子家庭の父子以外の小児であり、9 歳」を「15 歳」に、「15 歳」を「18 歳」に、「もの」を「小児」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 市は、対象者が 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるときは、前条第 2 項第 2 号の規定により医療福祉費から控除した額を対象者

の申請に基づいて支給する。ただし、市長が必要と認めた場合は、保護者等の申請に基づいて支給することができる。

第5条第1項第2号中「小児にあつては、出生の日並びに1歳の誕生日」を「小児（15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものに限る。）にあつては、15歳の誕生日」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第4条の2及び第5条第1項第2号の改正規定は、平成31年10月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

議案第9号

かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年3月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例

かすみがうら市下水道条例（平成17年かすみがうら市条例第140号）の一部を次のように改正する。

別表中「1, 188円」を「1, 210.0円」に、「129.6円」を「132.0円」に、「140.4円」を「143.0円」に、「151.2円」を「154円.0」に、「162円」を「165.0円」に、「172.8円」を「176.0円」に、「183.6円」を「187.0円」に、「194.4円」を「198.0円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のかすみがうら市下水道条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前から継続している公共下水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に支払を受け

る権利が確定する使用料については、なお従前の例による。

議案第10号

かすみがうら市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

かすみがうら市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する  
条例を次のとおり制定する。

平成31年3月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部  
を改正する条例

かすみがうら市農業集落排水処理施設の管理に関する条例（平成17年かすみ  
がうら市条例第142号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「1, 188円」を「1, 210.0円」に、「129.6円」  
を「132.0円」に、「140.4円」を「143.0円」に、「151.  
2円」を「154.0円」に、「162円」を「165.0円」に、「172.  
8円」を「176.0円」に、「183.6円」を「187.0円」に、「1  
94.4円」を「198.0円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のかすみがうら市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前から継続している農業集落排水処理施設の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に支払を受ける権利が確定する使用料については、なお従前の例による。

議案第 1 1 号

かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正  
する条例を次のとおり制定する。

平成 3 1 年 3 月 1 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の  
一部を改正する条例

かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成 1 7 年  
かすみがうら市条例第 1 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「水道事業に」を「上下水道事業に」に、「かすみがうら市水  
道事業運営審議会」を「かすみがうら市上下水道事業運営審議会」に改め、同  
条第 2 項第 1 号中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

（かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部改正）

2 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

条例（平成17年かすみがうら市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1 附属機関の部中「水道事業運営審議会委員」を「上下水道事業運営審議会委員」に改める。

議案第12号

かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年3月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例

かすみがうら市水道事業給水条例（平成17年かすみがうら市条例第146号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「1,620.0」を「1,650.0」に、「48.6」を「49.5」に、「205.2」を「209.0」に、「226.8」を「231.0」に、「259.2」を「264.0」に、「270.0」を「275.0」に、「810.0」を「825.0」に、「54.0」を「55.0」に、「108.0」を「110.0」に、「118.8」を「121.0」に、「183.6」を「187.0」に、「216.0」を「220.0」に、「1,080.0」を「1,100.0」に、「1,404.0」を「1,430.0」に改める。

別表第2中「97,200」を「99,000」に、「162,000」を「165,000」に、「194,400」を「198,000」に、「28

0, 800」を「286, 000」に、「356, 400」を「363, 000」に、「810, 000」を「825, 000」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のかすみがうら市水道事業給水条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前から継続している水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、なお従前の例による。

議案第13号

かすみがうら市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年3月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年かすみがうら市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）」を、「卒業した後」の次に「(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)」を加え、同条第8号中「又は水道環境」を削る。

第4条第2号中「卒業した後」の次に「(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)」を、同条第4号中「学科目を修めて卒業

した後」の次に「(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第14号

かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特  
例措置に関する条例を廃止する条例の制定について

かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関  
する条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

平成31年3月1日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特  
例措置に関する条例を廃止する条例

かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関  
する条例（平成25年かすみがうら市条例第32号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成32年1月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前のかすみがうら市太陽光発  
電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例第3条の規定に  
より特例措置を受けている土地の固定資産税の課税標準は、なお従前の例に  
よる。

議案第15号

かすみがうら市農業集落排水施設維持管理基金の設置、管理及び  
処分に関する条例を廃止する条例の制定について

かすみがうら市農業集落排水施設維持管理基金の設置、管理及び処分に関する  
条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

平成31年3月1日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市農業集落排水施設維持管理基金の設置、管理及び  
処分に関する条例を廃止する条例

かすみがうら市農業集落排水施設維持管理基金の設置、管理及び処分に関する  
条例（平成17年かすみがうら市条例第71号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 議案第16号

平成30年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）

平成30年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42,514千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,878,556千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成31年3月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地 方 交 付 税		3,450,000	185,311	3,635,311
	1 地 方 交 付 税	3,450,000	185,311	3,635,311
12 分 担 金 及 び 負 担 金		213,515	△ 10,613	202,902
	1 負 担 金	213,515	△ 10,613	202,902
13 使 用 料 及 び 手 数 料		53,484	600	54,084
	1 使 用 料	27,429	600	28,029
14 国 庫 支 出 金		2,237,002	△ 139,047	2,097,955
	1 国 庫 負 担 金	1,565,931	17,666	1,583,597
	2 国 庫 補 助 金	659,839	△ 156,713	503,126
15 県 支 出 金		1,174,167	10,486	1,184,653
	1 県 負 担 金	621,016	△ 429	620,587
	2 県 補 助 金	367,826	33,623	401,449
	3 県 委 託 金	94,881	△ 15,754	79,127
	4 県 交 付 金	90,444	△ 6,954	83,490
18 繰 入 金		997,994	△ 590,064	407,930
	1 基 金 繰 入 金	950,630	△ 590,064	360,566
19 繰 越 金		203,068	858,818	1,061,886
	1 繰 越 金	203,068	858,818	1,061,886
20 諸 収 入		213,796	△ 6,677	207,119
	4 受 託 事 業 収 入	14,071	△ 323	13,748
	5 雑 収 入	177,724	△ 6,354	171,370
21 市 債		1,667,200	△ 266,300	1,400,900

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 市 債	1,667,200	△ 266,300	1,400,900
歳 入	合 計	16,836,042	42,514	16,878,556

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,866,966	502,149	2,369,115
	1 総務管理費	1,476,269	526,923	2,003,192
	4 選挙費	98,175	△ 24,774	73,401
3 民生費		6,262,310	△ 187,014	6,075,296
	1 社会福祉費	3,040,491	△ 6,346	3,034,145
	2 児童福祉費	2,651,748	△ 179,993	2,471,755
	3 生活保護費	570,071	△ 675	569,396
4 衛生費		1,318,751	△ 161,813	1,156,938
	1 保健衛生費	1,318,751	△ 161,813	1,156,938
6 農林水産業費		652,556	△ 18,169	634,387
	1 農業費	633,628	△ 12,087	621,541
	2 林業費	14,513	△ 5,982	8,531
	3 水産業費	4,415	△ 100	4,315
7 商工費		412,741	△ 25,937	386,804
	1 商工費	412,741	△ 25,937	386,804
8 土木費		1,806,092	△ 36,558	1,769,534
	2 道路橋梁費	645,813	△ 28,652	617,161
	4 都市計画費	1,055,981	△ 7,906	1,048,075
9 消防費		936,123	△ 19,694	916,429
	1 消防費	936,123	△ 19,694	916,429
10 教育費		1,225,369	△ 10,450	1,214,919
	1 教育総務費	213,410	△ 616	212,794

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 社 会 教 育 費	258,993	△ 1,076	257,917
	5 保 健 体 育 費	160,502	△ 8,758	151,744
12 公 債 費		2,154,269	0	2,154,269
	1 公 債 費	2,154,269	0	2,154,269
歳 出	合 計	16,836,042	42,514	16,878,556

第 2 表 繰越明許費

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	基幹系電算システム管理事業	1, 415
7 商工費	1 商工費	プレミアム付商品券事業 (政策)	2, 886
8 土木費	2 道路橋梁費	道路維持管理事業 (政策)	20, 493
		市道整備事業 (政策)	88, 000
10 教育費	5 保健体育費	第1常陸野公園管理運営事業	5, 840
合 計			118, 634

第 3 表 債務負担行為補正

変更

(単位：千円)

事 項	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
子ども・子育て支援事業計画策定業務委託	2, 8 0 2	2, 8 2 4
小学校給食業務委託	1 1 3, 5 0 2	1 1 5, 0 7 9
中学校給食業務委託	8 9, 6 9 4	9 0, 9 4 1

第 4 表 地 方 債 補 正

1 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
さくら保育所施設解体整備事業債	79,800	普通貸借又は証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金について、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。	0	普通貸借又は証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金について、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。
霞台厚生施設整備事業債	191,400				18,100			
農村環境改善センター整備事業債	11,200				0			
罹災証明書交付等共同整備事業債	4,200				2,200			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,460,529	0	5,460,529
2 地 方 譲 与 税	226,000	0	226,000
3 利 子 割 交 付 金	7,320	0	7,320
4 配 当 割 交 付 金	21,984	0	21,984
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	22,346	0	22,346
6 地 方 消 費 税 交 付 金	706,957	0	706,957
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	100,000	0	100,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	35,000	0	35,000
9 地 方 特 例 交 付 金	15,000	0	15,000
10 地 方 交 付 税	3,450,000	185,311	3,635,311
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	7,138	0	7,138
12 分 担 金 及 び 負 担 金	213,515	△10,613	202,902
13 使 用 料 及 び 手 数 料	53,484	600	54,084
14 国 庫 支 出 金	2,237,002	△139,047	2,097,955
15 県 支 出 金	1,174,167	10,486	1,184,653
16 財 産 収 入	9,191	0	9,191
17 寄 附 金	14,351	0	14,351
18 繰 入 金	997,994	△590,064	407,930
19 繰 越 金	203,068	858,818	1,061,886
20 諸 収 入	213,796	△6,677	207,119
21 市 債	1,667,200	△266,300	1,400,900
歳 入 合 計	16,836,042	42,514	16,878,556

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1 議 会 費	143,481	0	143,481					
2 総 務 費	1,866,966	502,149	2,369,115	△15,754		△3,658	521,561	
3 民 生 費	6,262,310	△187,014	6,075,296	△103,860	△79,800	△37,945	34,591	
4 衛 生 費	1,318,751	△161,813	1,156,938	△2,548	△173,300	△4,503	18,538	
5 労 働 費	27,382	0	27,382					
6 農 林 水 産 業 費	652,556	△18,169	634,387	△14,319			△3,850	
7 商 工 費	412,741	△25,937	386,804	2,886	△11,200	△5,000	△12,623	
8 土 木 費	1,806,092	△36,558	1,769,534	△17,986			△18,572	
9 消 防 費	936,123	△19,694	916,429	△1,847	△2,000	△4,454	△11,393	
10 教 育 費	1,225,369	△10,450	1,214,919	△206		△2,469	△7,775	
11 災 害 復 旧 費	2	0	2					
12 公 債 費	2,154,269	0	2,154,269			△129,690	129,690	
13 予 備 費	30,000	0	30,000					
歳 出 合 計	16,836,042	42,514	16,878,556	△153,634	△266,300	△187,719	650,167	

## 2 歳 入

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	3,450,000	185,311	3,635,311	1 地方交付税	185,311	震災復興特別交付税
計	3,450,000	185,311	3,635,311			

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

1 民生費負担金	213,515	△10,613	202,902	2 児童福祉費負担金	△10,613	市立保育所保育料 私立保育園保育料 過年度保育料 延長保育保育料	△5,125 △4,260 △688 △540
計	213,515	△10,613	202,902				

(款) 13 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

5 土木使用料	13,366	600	13,966	2 道路占用料	600	道路占用料	
計	27,429	600	28,029				

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	1,565,931	17,666	1,583,597	2 児童福祉費負担金	20,402	児童手当交付金 過年度国庫負担金	△4,671 25,073
				3 児童扶養手当 給付費負担金	△2,172	児童扶養手当給付費負担金	
				4 生活保護費負担金	△506	生活困窮者自立支援負担金	
				5 国民健康保険 事業費負担金	△58	保険基盤安定負担金	
計	1,565,931	17,666	1,583,597				

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

2 民生費国庫補助金	268,177	△143,326	124,851	2 児童福祉費補助金	△143,326	高等職業訓練促進給付金等事業費補助金 保育対策総合支援事業費補助金 保育所等整備交付金	△2,985 △11,613 △128,728
3 衛生費国庫補助金	11,103	4,766	15,869	1 保健衛生費補助金	4,766	循環型社会形成推進交付金	
4 農林水産費国庫補助 金	4,225	△1,000	3,225	1 農業費補助金	△1,000	荒廃農地等利活用促進交付金	

## (款) 14 国庫支出金

## (項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 土木費国庫補助金	2,727	△1,080	1,647	1 土木費国庫補助金	△1,080	集約都市形成支援事業費補助金
6 教育費国庫補助金	52,820	△206	52,614	3 幼稚園費補助金	△206	幼稚園就園奨励費補助金
7 社会資本整備総合交付金	170,871	△18,420	152,451	1 社会資本整備総合交付金	△18,420	社会資本整備総合交付金 △1,847 防災安全社会資本整備交付金 △16,573
8 地域再生基盤強化交付金	40,000	△333	39,667	1 地域再生基盤強化交付金	△333	道整備交付金
16 商工費国庫補助金	0	2,886	2,886	1 商工費補助金	2,886	プレミアム付商品券事業補助金
計	659,839	△156,713	503,126			

## (款) 15 県支出金

## (項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	621,016	△429	620,587	2 児童福祉費負担金	△889	児童手当交付金
				4 国民健康保険事業費負担金	1,515	保険基盤安定負担金
				5 後期高齢者医療事業費負担金	△1,055	後期高齢者保険基盤安定負担金
計	621,016	△429	620,587			

## (款) 15 県支出金

## (項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	212,130	47,302	259,432	3 医療福祉費補助金	△9,635	医療費補助金
				4 児童福祉費補助金	62,248	民間保育所乳児等保育事業補助金 125 多子世帯保育料軽減事業費助成金 765 保育対策総合支援事業費補助金 795 認定こども園施設整備補助金 60,563
				5 子ども・子育て支援交付金	△5,311	一時預かり事業 △2,509 地域子育て支援拠点事業 △6,825 放課後児童健全育成事業 4,023
				1 保健衛生費補助金	△7,314	浄化槽設置整備事業費補助金
				4 農林水産業費県補助金	43,615	△6,365
				2 林業費補助金	△5,981	一般造林事業補助金 △381 身近なみどり整備推進事業費補助金 △5,600
計	367,826	33,623	401,449			

## (款) 15 県支出金

## (項) 3 県委託金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費県委託金	92,960	△15,754	77,206	2 選挙費委託金	△15,754	茨城県議会議員一般選挙委託金
計	94,881	△15,754	79,127			

## (款) 15 県支出金

## (項) 4 県交付金

3 農林水産業費 県交付金	87,722	△6,954	80,768	1 農業費交付金	△6,954	多面的機能支払事業費 多面的事業推進事業費 農地利用最適化交付金	△7,023 △399 468
計	90,444	△6,954	83,490				

## (款) 18 繰入金

## (項) 1 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	419,635	△419,635	0	1 財政調整基金繰入金	△419,635	財政調整基金	
2 霞ヶ浦水質浄化対策 基金繰入金	37,795	△4,503	33,292	1 霞ヶ浦水質浄化 対策基金繰入金	△4,503	浄化槽設置整備事業	
3 地域づくり基金 繰入金	42,400	△1,435	40,965	1 地域づくり基金 繰入金	△1,435	まちづくりファンド助成事業	
5 公共施設等整備基金 繰入金	7,469	△7,469	0	1 公共施設等整備基 金繰入金	△7,469	農村環境改善センター管理運営事業 第1常陸野公園管理運営事業	△5,000 △2,469
6 減債基金繰入金	229,690	△129,690	100,000	1 減債基金繰入金	△129,690	市債元利償還金	
7 地域福祉基金繰入金	89,738	△27,332	62,406	1 地域福祉基金繰入 金	△27,332	私立保育所事業	
計	950,630	△590,064	360,566				

## (款) 19 繰越金

## (項) 1 繰越金

1 繰越金	203,068	858,818	1,061,886	1 繰越金	858,818	前年度繰越金	
計	203,068	858,818	1,061,886				

## (款) 20 諸収入

## (項) 4 受託事業収入

1 総務費受託事業収入	593	△323	270	1 霞ヶ浦土地改良区 総代総選挙受託事 業収入	△211	霞ヶ浦土地改良区総代総選挙受託金	
-------------	-----	------	-----	-------------------------------	------	------------------	--

## (款) 20 諸収入

## (項) 4 受託事業収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
				2 一の瀬上流土地改良区総代総選挙受託事業収入	△112	一の瀬上流土地改良区総代総選挙受託金
計	14,071	△323	13,748			

## (款) 20 諸収入

## (項) 5 雑入

7 雑入	140,060	△6,354	133,706	1 雑入	△6,354	充電インフラ整備事業費補助金 消防団員退職報償金	△1,900 △4,454
計	177,724	△6,354	171,370				

## (款) 21 市債

## (項) 1 市債

2 民生債	79,800	△79,800	0	1 保育所施設整備事業債	△79,800	さくら保育所施設解体整備事業債	
3 衛生債	191,400	△173,300	18,100	1 一般廃棄物処理事業債	△173,300	霞台厚生施設整備事業債	
4 商工債	11,200	△11,200	0	1 観光施設整備事業債	△11,200	農村環境改善センター整備事業債	
6 消防債	60,100	△2,000	58,100	4 災害対策事業債	△2,000	罹災証明書交付等共同整備事業債	
計	1,667,200	△266,300	1,400,900				

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明				
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他							
2 広聴広報費	19,941	△1,900	18,041			△1,435	△465	13 委託料	△465	03 市民参画事業(政策)	△1,435		
								19 負担金、補助及び交付金	△1,435			19 まちづくりファンド助成事業補助金	△1,435
6 財産管理費	204,698	528,023	732,721			△1,900	529,923	12 役務費	△570	02 霞ヶ浦庁舎財産管理事業	△600		
								13 委託料	△330			14 大型バス借上料	△600
								14 使用料及び賃借料	△600	03 千代田庁舎等財産管理事業	△1,330	12 手数料	△570
								19 負担金、補助及び交付金	△430			13 急速充電器保守委託	△330
								25 積立金	529,953	07 基金運用事業	529,953	19 東京電力受電工事負担金	△430
								11 需用費	800			25 地域づくり基金積立金	500,000
25 積立金	529,953	25 公共施設等整備基金積立金	29,953										
13 あじさい館管理費	62,494	800	63,294				800	11 燃料費	800	02 あじさい館管理事業	800		
計	1,476,269	526,923	2,003,192			△3,335	530,258						

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

2 市長選挙費	24,973	△5,545	19,428				△5,545	1 報酬	△162	01 職員等人件費	△729		
								3 職員手当等	△729			3 時間外勤務手当	△729
								11 需用費	△1,577	02 市長選挙事業	△4,816	1 委員等報酬	△162
								12 役務費	△590			11 消耗品費	△1,308
								13 委託料	△105	11 食糧費	△27		
								14 使用料及び賃借料	△162	11 印刷製本費	△230		
								19 負担金、補助及び交付金	△2,220	11 光熱水費	△12		
		12 電話料	△1										
		12 通信運搬費	△112										
		12 手数料	△477										
		13 選挙人名簿作成等業務委託	△50										
		13 投票所開票所設営等業務委託	△55										
		14 投票管理システム使用料	△162										
		19 市長選挙公営負担金	△2,220										
3 茨城県議会議員一般選挙費	22,782	△15,754	7,028	△15,754				1 報酬	△2,082	01 職員等人件費	△7,296		
								3 職員手当等	△7,296			3 時間外勤務手当	△6,900
										3 管理職員特別勤務手当	△396		

## (款) 2 総務費

## (項) 4 選挙費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一 財	般 源		区 分	金 額
				国県支出金	地方債	その他					
									02 茨城県議会議員一般選挙事業 △8,458		
							9 旅費	△7	1 選挙管理委員長報酬 △8		
							11 需用費	△2,755	1 選挙管理委員報酬 △48		
							12 役務費	△1,069	1 委員等報酬 △2,026		
							13 委託料	△342	9 委員等費用弁償 △7		
							14 使用料 及び 賃借料	△203	11 消耗品費 △1,826		
							18 備品 購入費	△2,000	11 燃料費 △100		
									11 食糧費 △782		
									11 印刷製本費 △29		
									11 光熱水費 △18		
									12 電話料 △37		
									12 通信運搬費 △49		
									12 手数料 △983		
									13 選挙人名簿作成等業務委託 △18		
									13 投票所開票所設営等業務委託 △287		
									13 第1 1 投票区投票所警備委託 △37		
									14 投票管理システム使用料 △98		
									14 投票箱運搬車借上料 △33		
									14 投票所借上料 △72		
									18 投票所用備品 △2,000		
5 霞ヶ浦土地改良区総代総選挙費	421	△211	210			△211			02 霞ヶ浦土地改良区総代総選挙事業 △211		
							1 報酬	△204	1 委員等報酬 △204		
							11 需用費	△7	11 消耗品費 △7		
6 一の瀬上流土地改良区総代総選挙費	172	△112	60			△112			02 一の瀬上流土地改良区総代総選挙事業 △112		
							1 報酬	△101	1 選挙管理委員長報酬 △9		
							9 旅費	△4	1 選挙管理委員報酬 △24		
							11 需用費	△7	1 委員等報酬 △68		
									9 委員等費用弁償 △4		
									11 消耗品費 △7		
7 市議会議員補欠選挙費	8,072	△3,152	4,920					△3,152	01 職員等人件費 △47		
							1 報酬	△61	3 時間外勤務手当 △47		
							3 職員 手当等	△47	02 市議会議員補欠選挙事業 △3,105		
							11 需用費	△272	1 委員等報酬 △61		
							12 役務費	△36	11 消耗品費 △174		
							13 委託料	△184	11 食糧費 △32		
									11 印刷製本費 △66		

## (款) 2 総務費

## (項) 4 選挙費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								19 負担金、補助及び交付金	△2,552	12 手数料 △36 13 ポスター掲示場設置及び撤去委託 △130 13 投票所開票所設営等業務委託 △54 19 市議会議員選挙公営負担金 △2,552
計	98,175	△24,774	73,401	△15,754		△323	△8,697			

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	761,378	2,002	763,380	1,457			545	23 償還金、利子及び割引料 28 繰出金	60 1,942	13 国民健康保険特別会計繰出事業 28 国民健康保険特別会計繰出金 1,942 16 臨時福祉給付金給付事業(政策) 23 国庫負担金等超過交付金返還金 60	1,942 60
5 医療福祉費	321,237	△5,000	316,237	△9,635			4,635	20 扶助費	△5,000	02 医療福祉事業 20 医療費(県補助)	△5,000 △5,000
6 老人医療費	503,346	△3,348	499,998	△1,055			△2,293	19 負担金、補助及び交付金 28 繰出金	△1,942 △1,406	03 後期高齢者医療事業 19 茨城県後期高齢者医療広域連合負担金 △1,942 28 後期高齢者医療特別会計繰出金 △1,406	△3,348 △1,406
計	3,040,491	△6,346	3,034,145	△9,233			2,887				

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

2 児童措置費	809,701	△17,097	792,604	△10,717			△6,380	12 役務費 20 扶助費	△150 △16,947	02 児童扶養手当事業 20 児童扶養手当 △6,518 05 児童手当事業 △6,600 12 通信運搬費 △150 20 児童手当 △6,450 06 母子父子福祉事業(政策) 20 高等職業訓練促進給付金 △3,979	△6,518 △6,600 △150 △6,450 △3,979 △3,979
3 保育所費	448,385	△28,944	419,441		△79,800	△6,353	57,209	7 賃金 11 需用費 12 役務費 14 使用料及び賃借料	△19,505 △271 △29 △3,234	03 第一保育所管理運営事業 △803 7 臨時職員賃金 △803 05 やまゆり保育所管理運営事業 △9,328 7 臨時職員賃金 △9,328 07 旧さくら保育所管理運営事業 △9,439 11 光熱水費 △271 12 電話料 △20	△803 △803 △9,328 △9,328 △9,439 △271 △20

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								15 工事請負費	△5,905	12 手数料 △9 14 土地借上料 △3,234 15 施設解体工事 △5,905 09 わかぐり保育所管理運営事業 △9,374 7 臨時職員賃金 △9,223 7 保育所バス代替運転手賃金 △151
4 児童福祉施設費	1,185,524	△135,107	1,050,417	△88,192		△31,592	△15,323	19 負担金、補助及び交付金 23 償還金、利子及び割引料	△140,296 5,189	04 私立保育所事業(政策) △135,107 19 子ども・子育て支援交付金 △28,003 19 民間保育所乳児等保育事業補助金 249 19 保育対策総合支援事業費補助金 △12,365 19 保育士確保対策補助金 △540 19 保育所等整備交付金 △95,497 19 障害児保育事業補助金 △4,140 23 国庫補助金等返還金 5,189
6 放課後児童健全育成事業費	115,944	△373	115,571	4,023			△4,396	7 賃金 19 負担金、補助及び交付金	△8,500 8,127	02 放課後児童健全育成事業 △8,500 7 臨時職員賃金 △8,500 03 放課後児童健全育成事業(政策) 8,127 19 放課後児童クラブ民営補助金 8,127
7 少子化対策事業費	13,666	1,528	15,194	765			763	19 負担金、補助及び交付金	1,528	03 子育て支援事業(政策) 1,528 19 多子世帯保育料軽減事業費助成金 1,528
計	2,651,748	△179,993	2,471,755	△94,121	△79,800	△37,945	31,873			

## (款) 3 民生費

## (項) 3 生活保護費

1 生活保護総務費	106,055	△675	105,380	△506			△169	1 報酬	△675	04 生活保護適正化推進事業(政策) △675 1 生活保護就労支援員報酬 △675
計	570,071	△675	569,396	△506			△169			

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	457,957	△15,344	442,613	△2,548		△4,503	△8,293	19 負担金、補助及び交付金	△15,344	06 休日緊急医療対策事業 △832 19 石岡市緊急診療所負担金 △832 11 浄化槽設置整備事業(政策) △14,512 19 浄化槽等設置事業費補助金 △14,512
-----------	---------	---------	---------	--------	--	--------	--------	----------------	---------	--

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一 財 源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
2 母子保健事業費	40,424	439	40,863				439	23 償還金、利子及び割引料	439	05 養育医療給付事業 23 国庫負担金等返還金	439 439
4 予防費	111,868	△12,900	98,968				△12,900	13 委託料	△12,900	02 法定予防接種事業 13 予防接種委託 04 任意予防接種事業(政策) 13 予防接種委託	△10,300 △10,300 △2,600 △2,600
6 環境保全対策費	655,752	△134,008	521,744		△173,300		39,292	13 委託料 19 負担金、補助及び交付金	△9,702 △124,306	05 公害防止対策事業(政策) 13 河川水質等調査業務委託 13 臭気測定調査委託 13 自動車騒音常時監視調査業務委託 09 一般廃棄物処理事業(政策) 13 家庭系一般廃棄物収集業務委託 19 霞台厚生施設組合負担金 22 世界湖沼会議サテライト事業(政策) 19 世界湖沼会議登録負担金 19 世界湖沼会議かすみがうらサテライト事業補助金	△1,288 △370 △615 △303 △131,081 △8,414 △122,667 △1,639 △36 △1,603
計	1,318,751	△161,813	1,156,938	△2,548	△173,300	△4,503	18,538				

## (款) 6 農林水産業費

## (項) 1 農業費

1 農業委員会費	57,341	468	57,809	468				1 報酬	468	02 農業委員会運営事業 1 会長報酬 1 会長代理報酬 1 委員報酬 1 推進委員報酬	468 18 18 234 198
2 農業総務費	370,039	△1,126	368,913				△1,126	28 繰出金	△1,126	04 農業集落排水事業特別会計繰出事業 28 農業集落排水事業特別会計繰出金	△1,126 △1,126
3 農業振興費	32,058	△1,560	30,498	△1,384			△176	19 負担金、補助及び交付金	△1,560	06 園芸振興事業(政策) 19 病虫害防除事業補助金 19 食の安全・安心対策事業補助金 19 園芸産地総合整備事業補助金	△540 △90 △150 △300

## (款) 6 農林水産業費

## (項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源			区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他			
									10 農業振興事業(政策) <span style="float:right">△636</span>
									19 荒廃農地等利活用促進事業補助金 <span style="float:right">△636</span>
									13 農地中間管理事業(政策) <span style="float:right">△384</span>
									19 機構集積協力金 <span style="float:right">△384</span>
8 農地費	140,252	△9,869	130,383	△7,422			△2,447	13 委託料 <span style="float:right">△400</span>	05 土地改良助成事業(政策) <span style="float:right">△106</span>
								19 負担金、補助及び交付金 <span style="float:right">△9,469</span>	19 土地改良区等事業費補助金 <span style="float:right">△106</span>
									08 農地維持・資源向上対策事業 <span style="float:right">△9,763</span>
									13 現地確認業務委託 <span style="float:right">△400</span>
									19 農地維持・資源向上対策交付金 <span style="float:right">△9,363</span>
計	633,628	△12,087	621,541	△8,338			△3,749		

## (款) 6 農林水産業費

## (項) 2 林業費

1 林業振興費	14,513	△5,982	8,531	△5,981			△1	13 委託料 <span style="float:right">△5,600</span>	02 林業振興事業 <span style="float:right">△5,982</span>
								19 負担金、補助及び交付金 <span style="float:right">△382</span>	13 身近なみどり整備推進事業委託 <span style="float:right">△5,600</span>
									19 一般造林事業補助金 <span style="float:right">△382</span>
計	14,513	△5,982	8,531	△5,981			△1		

## (款) 6 農林水産業費

## (項) 3 水産業費

1 水産業振興費	4,415	△100	4,315				△100	19 負担金、補助及び交付金 <span style="float:right">△100</span>	02 水産振興事業 <span style="float:right">△100</span>
									19 水産多面的機能発揮対策事業交付金 <span style="float:right">△100</span>
計	4,415	△100	4,315				△100		

## (款) 7 商工費

## (項) 1 商工費

2 商工振興費	163,245	△9,737	153,508	2,886			△12,623	13 委託料 <span style="float:right">2,886</span>	10 企業立地促進事業(政策) <span style="float:right">△8,623</span>
								19 負担金、補助及び交付金 <span style="float:right">△12,623</span>	19 企業立地促進助成金 <span style="float:right">△8,623</span>
									13 創業支援事業(政策) <span style="float:right">△4,000</span>
									19 創業支援事業費補助金 <span style="float:right">△4,000</span>
									16 プレミアム付商品券事業(政策) <span style="float:right">2,886</span>
									13 プレミアム付商品券作成等業務委託 <span style="float:right">2,886</span>
4 歩崎公園管理費	111,483	△16,200	95,283		△11,200	△5,000		13 委託料 <span style="float:right">△16,200</span>	14 農村環境改善センター管理運営事業(政策) <span style="float:right">△16,200</span>

## (款) 7 商工費

## (項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
									13 農村環境改善センター改修設計等委託	△16,200
計	412,741	△25,937	386,804	2,886	△11,200	△5,000	△12,623			

## (款) 8 土木費

## (項) 2 道路橋梁費

1 道路橋梁維持費	296,782	△4,100	292,682	△16,573			12,473	11 需用費	△500	03 道路維持管理事業(政策)	△4,100	
								13 委託料	△20,493		11 印刷製本費	△500
								15 工事請負費	16,893		13 跨高速道路橋補修委託	△5,000
2 道路橋梁新設改良費	268,031	△11,500	256,531				△11,500	15 工事請負費	△10,200	05 市道整備事業(政策)	△11,500	
								22 補償、補填及び賠償金	△1,300		15 道路舗装補修工事	△500
											15 道路排水整備工事	△9,700
3 地域再生基盤整備事業費	81,000	△13,052	67,948	△333			△12,719	15 工事請負費	△12,552	02 道整備交付金事業(政策)	△13,052	
								22 補償、補填及び賠償金	△500		15 道路改良工事	△12,552
											22 物件等補償	△500
計	645,813	△28,652	617,161	△16,906			△11,746					

## (款) 8 土木費

## (項) 4 都市計画費

1 都市計画総務費	985,941	△4,558	981,383	△1,080			△3,478	13 委託料	△3,899	04 都市計画調整事業(政策)	△3,899
								19 負担金、補助及び交付金	△659		13 立地適正化計画策定及び都市計画マスタープラン改訂業務委託
2 公園費	17,906	△1,500	16,406				△1,500	13 委託料	△1,500	02 都市公園維持管理事業	△1,500
											13 公園等管理委託
3 街路事業費	52,134	△1,848	50,286				△1,848	15 工事請負費	△1,848	03 街路整備事業(政策)	△1,848
											15 ポケットパーク整備工事
計	1,055,981	△7,906	1,048,075	△1,080			△6,826				

## (款) 9 消防費

## (項) 1 消防費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 常備消防費	699,651	△966	698,685				△966	19 負担金、補助及び交付金	△966	03 常備消防事業 19 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会負担金	△966 △966
2 非常備消防費	64,659	△4,725	59,934			△4,454	△271	1 報酬 8 報償費 19 負担金、補助及び交付金	△171 △4,454 △100	02 消防団運営事業 1 団員報酬 8 消防団員退職報償金 19 消防団員福祉共済掛金	△4,725 △171 △4,454 △100
3 消防施設整備費	60,322	△2,485	57,837				△2,485	13 委託料 18 備品購入費	△471 △2,014	02 消防車両整備事業(政策) 13 車載無線機・車両運用端末装置設置業務委託 18 消防自動車 18 本部査察車 18 消防団指揮車 04 消防水利整備事業(政策) 13 防火水槽設計委託	△2,215 △201 △970 △762 △282 △270 △270
4 災害対策費	111,491	△11,518	99,973	△1,847	△2,000		△7,671	13 委託料 15 工事請負費 19 負担金、補助及び交付金	△3,566 △5,926 △2,026	05 災害対策事業 13 地域防災無線保守委託 06 災害対策事業(政策) 13 防災マップ作成業務委託 19 罹災証明書交付等共同整備事業費負担金 08 防災無線整備事業(政策) 15 防災行政無線デジタル化整備工事	△907 △907 △4,685 △2,659 △2,026 △5,926 △5,926
計	936,123	△19,694	916,429	△1,847	△2,000	△4,454	△11,393				

## (款) 10 教育費

## (項) 1 教育総務費

3 教育振興対策費	110,335	△616	109,719	△206			△410	19 負担金、補助及び交付金	△616	26 幼稚園教育振興事業(政策) 19 私立幼稚園就園奨励費補助金	△616 △616
計	213,410	△616	212,794	△206			△410				

## (款) 10 教育費

## (項) 4 社会教育費

2 公民館費	80,326	△1,076	79,250				△1,076	14 使用料及び賃借料	△1,076	08 千代田公民館管理事業 14 土地借上料	△1,076 △1,076
--------	--------	--------	--------	--	--	--	--------	-------------	--------	---------------------------	------------------

## (款) 10 教育費

## (項) 4 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
計	258,993	△1,076	257,917				△1,076			

## (款) 10 教育費

## (項) 5 保健体育費

1 保健体育 総務費	61,308	△2,500	58,808				△2,500	11 需用費	△2,500	04 市民ふれあいスポーツ推進事業 11 光熱水費	△2,500 △2,500
2 体育施設 管理費	99,194	△6,258	92,936			△2,469	△3,789	13 委託料	△6,258	04 多目的運動広場管理運営事業 13 施設管理委託	△1,500 △1,500
										05 戸沢公園運動広場管理運営事業 13 施設管理委託	△2,289 △2,289
										06 第1常陸野公園管理運営事業 13 管理棟解体工事設計委託	△2,469 △2,469
計	160,502	△8,758	151,744			△2,469	△6,289				

## (款) 12 公債費

## (項) 1 公債費

1 元 金	1,985,330	0	1,985,330			△129,690	129,690			01 市債償還事業(元金) (財源振替)	
計	2,154,269	0	2,154,269			△129,690	129,690				

給 与 費 明 細 表

1 特 別 職

(単位 千円)

区 分		職員数(人)	給 与 費					共 済 費	合 計
			報 酬	給 料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他 の手当	計		
補 正 後	長 等	3		23,004	7,406 (3.30)	3,198	33,608	6,271	39,879
	議 員	16	52,620		16,642 (3.30)		69,262	20,011	89,273
	その他の特別職	1,977	110,285				110,285	635	110,920
	計	1,996	162,905	23,004	24,048	3,198	213,155	26,917	240,072
補 正 前	長 等	3		23,004	7,406 (3.30)	3,198	33,608	6,271	39,879
	議 員	16	52,620		16,642 (3.30)		69,262	20,011	89,273
	その他の特別職	1,977	113,273				113,273	635	113,908
	計	1,996	165,893	23,004	24,048	3,198	216,143	26,917	243,060
比 較	長 等								
	議 員								
	その他の特別職		△ 2,988				△ 2,988		△ 2,988
	計		△ 2,988				△ 2,988		△ 2,988

2 一 般 職

(1) 総 括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	374		1,449,125	1,014,679	2,463,804	461,718	2,925,522
補正前	374		1,449,125	1,022,751	2,471,876	461,718	2,933,594
比 較				△ 8,072	△ 8,072		△ 8,072

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手当	管理職 手当	宿日直 手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	退職手当	管理職員 特別勤務 手当	地域手当
	補正後	47,357	327,635	246,053	16,830	25,077	63,040	3,412	50,292	2,050	31,898	7,501	192,040	1,494	666
	補正前	47,357	327,635	246,053	16,830	25,077	70,716	3,412	50,292	2,050	31,898	7,501	192,040	1,890	666
	比 較						△ 7,676								△ 396

議案第17号

平成30年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成30年度かすみがうら市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出から5,850千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,873,131千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		985,033	△ 7,792	977,241
	1 国民健康保険税	985,033	△ 7,792	977,241
6 繰入金		594,117	1,942	596,059
	1 一般会計繰入金	444,117	1,942	446,059
歳入合計		4,878,981	△ 5,850	4,873,131

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 保 健 事 業 費		48,489	△ 4,800	43,689
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	30,722	△ 4,800	25,922
8 諸 支 出 金		66,814	△ 1,050	65,764
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	66,812	△ 1,050	65,762
歳 出 合 計		4,878,981	△ 5,850	4,873,131

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	985,033	△7,792	977,241
2 使用料及び手数料	1,000	0	1,000
3 国庫支出金	1	0	1
4 県支出金	3,264,604	0	3,264,604
5 財産収入	4	0	4
6 繰入金	594,117	1,942	596,059
7 繰越金	11,059	0	11,059
8 諸収入	23,163	0	23,163
歳入合計	4,878,981	△5,850	4,873,131

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	40,416	0	40,416				
2 保 険 給 付 費	3,213,817	0	3,213,817				
3 国民健康保険事業費納付金	1,494,438	0	1,494,438				
4 共 同 事 業 拠 出 金	2	0	2				
5 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
6 保 健 事 業 費	48,489	△4,800	43,689				△4,800
7 基 金 積 立 金	4	0	4				
8 諸 支 出 金	66,814	△1,050	65,764				△1,050
9 予 備 費	15,000	0	15,000				
歳 出 合 計	4,878,981	△5,850	4,873,131				△5,850

## 2 歳 入

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般被保険者 国民健康保険税	975,026	△3,831	971,195	1 医療給付費分 現年課税分	△2,084	現年課税分
				2 後期高齢者支援金 分現年課税分	△1,066	現年課税分
				3 介護納付金分 現年課税分	△681	現年課税分
2 退職被保険者等 国民健康保険税	10,007	△3,961	6,046	1 医療給付費分 現年課税分	△2,419	現年課税分
				2 後期高齢者支援金 分現年課税分	△804	現年課税分
				3 介護納付金分 現年課税分	△738	現年課税分
計	985,033	△7,792	977,241			

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	444,117	1,942	446,059	1 一般会計繰入金	1,942	保険基盤安定繰入金 (支援分)	△116
						保険基盤安定繰入金 (軽減分)	2,058
計	444,117	1,942	446,059				

3 歳 出

(款) 6 保健事業費

(項) 1 特定健康診査等事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 特定健康診査等事業費	30,722	△4,800	25,922				△4,800	13 委託料	△4,800	01 特定健康診査等事業 13 特定健康診査事業委託料	△4,800 △4,800
計	30,722	△4,800	25,922				△4,800				

(款) 8 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

1 一般被保険者保険税還付金	6,000	△1,050	4,950				△1,050	23 償還金、利子及び割引料	△1,050	01 一般被保険者保険税還付事業 23 一般被保険者保険税過誤納金還付金	△1,050 △1,050
計	66,812	△1,050	65,762				△1,050				

議案第18号

平成30年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成30年度かすみがうら市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,086千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ793,297千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		301,021	13,492	314,513
	1 後期高齢者医療保険料	301,021	13,492	314,513
3 繰入金		471,148	△ 1,406	469,742
	1 一般会計繰入金	471,148	△ 1,406	469,742
歳入合計		781,211	12,086	793,297

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		774,828	12,086	786,914
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	774,828	12,086	786,914
歳 出 合 計		781,211	12,086	793,297

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	301,021	13,492	314,513
2 使用料及び手数料	1	0	1
3 繰入金	471,148	△1,406	469,742
4 繰越金	6,852	0	6,852
5 諸収入	1,001	0	1,001
6 国庫補助金	1,188	0	1,188
歳入合計	781,211	12,086	793,297

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	4,382	0	4,382				
2 後期高齢者医療広域連合納付金	774,828	12,086	786,914				12,086
3 諸 支 出 金	1,001	0	1,001				
4 予 備 費	1,000	0	1,000				
歳 出 合 計	781,211	12,086	793,297				12,086

## 2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 特別徴収保険料	197,447	8,697	206,144	1 現年度分特別徴収 保 険 料	8,697	現年度分
2 普通徴収保険料	103,574	4,795	108,369	1 現年度分普通徴収 保 険 料	4,123	現年度分
				2 滞納繰越分普通徴 収 保 険 料	672	滞納繰越分
計	301,021	13,492	314,513			

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

3 保険基盤安定繰入金	89,373	△1,406	87,967	1 保険基盤安定繰入 金	△1,406	保険基盤安定繰入金
計	471,148	△1,406	469,742			

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 後期高齢者医療広域連合納付金	774,828	12,086	786,914				12,086	19 負担金、補助及び交付金	12,086	01 後期高齢者医療広域連合納付事業	12,086
計	774,828	12,086	786,914				12,086			19 被保険者保険料等	13,492
										19 保険基盤安定納付金	△1,406

議案第19号

平成30年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成30年度かすみがうら市の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許」による

平成31年3月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 下水道費	2 下水道建設費	流域下水道整備事業	6, 519

議案第20号

平成30年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

平成30年度かすみがうら市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		304,200	0	304,200
	1 一般会計繰入金	304,200	△ 1,126	303,074
	2 基金繰入金	0	1,126	1,126
歳入合計		468,700	0	468,700

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水事業費		193,360	0	193,360
	1 農業集落排水事業費	193,360	0	193,360
歳 出	合 計	468,700	0	468,700

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	2,900	0	2,900
2 使用料及び手数料	78,597	0	78,597
3 県費支出金	7,880	0	7,880
4 財産収入	1	0	1
5 繰入金	304,200	0	304,200
6 繰越金	11,521	0	11,521
7 諸収入	1	0	1
8 市債	63,600	0	63,600
歳入合計	468,700	0	468,700

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 農 業 集 落 排 水 事 業 費	193,360	0	193,360			1,126	△1,126
2 公 債 費	272,340	0	272,340				
3 予 備 費	3,000	0	3,000				
歳 出 合 計	468,700	0	468,700			1,126	△1,126

## 2 歳 入

(款) 5 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	304,200	△1,126	303,074	1 一般会計繰入金	△1,126	一般会計繰入金
計	304,200	△1,126	303,074			

(款) 5 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 農業集落排水処理施設維持管理基金繰入金	0	1,126	1,126	1 農業集落排水処理施設維持管理基金繰入金	1,126	農業集落排水処理施設維持管理基金繰入金
計	0	1,126	1,126			

3 歳 出

(款) 1 農業集落排水事業費

(項) 1 農業集落排水事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 施設管理費	193,360	0	193,360			1,126	△1,126			02 農業集落排水維持管理事業 (財源振替)
計	193,360	0	193,360			1,126	△1,126			

議案第21号

平成30年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成30年度かすみがうら市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ116,223千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,625,231千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		100,108	116,223	216,331
	1 繰越金	100,108	116,223	216,331
歳入合計		3,509,008	116,223	3,625,231

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 険 給 付 費		3,190,847	5,080	3,195,927
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	56,970	5,080	62,050
6 基 金 積 立 金		35	111,143	111,178
	1 基 金 積 立 金	35	111,143	111,178
歳 出 合 計		3,509,008	116,223	3,625,231

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保 険 料	764,267	0	764,267
2 使 用 料 及 び 手 数 料	100	0	100
3 国 庫 支 出 金	724,941	0	724,941
4 支 払 基 金 交 付 金	869,089	0	869,089
5 県 支 出 金	487,487	0	487,487
6 財 産 収 入	34	0	34
7 繰 入 金	546,279	0	546,279
8 繰 越 金	100,108	116,223	216,331
9 諸 収 入	6,703	0	6,703
10 介 護 サ ー ビ ス 収 入	10,000	0	10,000
歳 入 合 計	3,509,008	116,223	3,625,231

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	103,138	0	103,138				
2 保 険 給 付 費	3,190,847	5,080	3,195,927				5,080
3 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
4 地 域 支 援 事 業 費	84,215	0	84,215				
5 介 護 サ ー ビ ス 事 業 費	17,212	0	17,212				
6 基 金 積 立 金	35	111,143	111,178				111,143
7 諸 支 出 金	103,560	0	103,560				
8 予 備 費	10,000	0	10,000				
歳 出 合 計	3,509,008	116,223	3,625,231				116,223

## 2 歳 入

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	100,108	116,223	216,331	1 繰越金	116,223	前年度繰越金
計	100,108	116,223	216,331			

3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 2 介護予防サービス等諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 介護予防サービス給付費	56,970	5,080	62,050				5,080	19 負担金、補助及び交付金	5,080	01 介護予防サービス給付事業 19 介護予防サービス給付費 19 地域密着型介護予防サービス給付費	5,080 3,900 1,180
計	56,970	5,080	62,050				5,080				

(款) 6 基金積立金

(項) 1 基金積立金

1 介護給付費準備基金積立金	35	111,143	111,178				111,143	25 積立金	111,143	01 介護給付費準備基金積立事業 25 介護給付費準備基金積立金	111,143 111,143
計	35	111,143	111,178				111,143				

議案第28号

かすみがうら市交流センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年3月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

1 指定管理者となる団体

かすみがうら市大和田562番地

株式会社 かすみがうら未来づくりカンパニー

代表取締役 今野 浩 紹

2 指定の期間

2019年4月1日から2022年3月31日まで

議案第 29 号

土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合理約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合理約（平成 23 年市町村指令第 5 号）の一部を変更することについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 31 年 3 月 1 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合理約の一部を改正する規約

土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合理約（平成 23 年市町村指令第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「、神立駅自由通路整備事業、神立駅舎橋上化整備事業及び神立駅東口歩行者専用道路整備事業」を削る。

第 16 条の表を次のように改める。

経費の内容	負担割合
神立駅西口地区土地区画整理事業に関する土地造成工事費、調査費、測量費及びこれらに附帯する経費	関係市のそれぞれの市域に属する事業地の面積比に相当する割合

神立駅西口地区土地区画整理事業に関する補償費及び減価補償金	関係市のそれぞれの市域に属する事業地内の物件に係る補償物件相当額及び減価補償金相当額
関係市から派遣された職員の人件費	関係市がそれぞれ派遣した職員の人件費相当額
前記以外の経費	土浦市 100分の50 かすみがうら市 100分の50

附 則

この規約は、県知事の許可のあった日から施行する。

土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合格約 新旧対照表

変更前		変更後	
(組合の共同処理する事務) 第3条 組合は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第4項の規定により施行する神立駅西口地区土地区画整理事業、 <b>神立駅自由通路整備事業、神立駅舎橋上化整備事業及び神立駅東口歩行者専用道路整備事業</b> に関する事務を共同処理する。		(組合の共同処理する事務) 第3条 組合は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第4項の規定により施行する神立駅西口地区土地区画整理事業に関する事務を共同処理する。	
(負担金) 第16条 前条の負担金は、次表に定めるところによる。ただし、特別な理由があるときは、関係市の長の協議により別に定めることができるものとする。		(負担金) 第16条 前条の負担金は、次表に定めるところによる。ただし、特別な理由があるときは、関係市の長の協議により別に定めることができるものとする。	
経費の内容	負担割合	経費の内容	負担割合
神立駅西口地区土地区画整理事業に関する土地造成工事費、調査費、測量費及びこれらに附帯する経費	関係市のそれぞれの市域に属する事業地の面積比に相当する割合	神立駅西口地区土地区画整理事業に関する土地造成工事費、調査費、測量費及びこれらに附帯する経費	関係市のそれぞれの市域に属する事業地の面積比に相当する割合

神立駅西口地区土地 区画整理事業に関する 補償費及び減価補償金	関係市のそれぞれの市域に属する事業地内の物件に係る補償物件相当額及び減価補償金相当額	神立駅西口地区土地 区画整理事業に関する 補償費及び減価補償金	関係市のそれぞれの市域に属する事業地内の物件に係る補償物件相当額及び減価補償金相当額
<b>神立駅自由通路整備事業に関する整備費及びこれらに附帯する経費</b>	<b>土浦市</b> <b>100分の70</b> <b>かすみがうら市</b> <b>100分の30</b>	関係市から派遣された職員の人件費	関係市がそれぞれ派遣した職員の人件費相当額
<b>神立駅舎橋上化整備事業に関する整備費及びこれらに附帯する経費</b>	<b>土浦市</b> <b>100分の70</b> <b>かすみがうら市</b> <b>100分の30</b>	前記以外の経費	土浦 100分の50 かすみがうら市 100分の50
<b>神立駅東口歩行者専用道路整備事業に関する整備費及びこれらに附帯する経費</b>	<b>土浦市</b> <b>100分の85</b> <b>かすみがうら市</b> <b>100分の15</b>		
関係市から派遣された職員の人件費	関係市がそれぞれ派遣した職員の人件費相当額		
前記以外の経費	土浦市 100分の50 かすみがうら市 100分の50		
		<b>附 則</b> <b><u>この規約は、県知事の許可のあった日から施行する。</u></b>	

## 議案第30号

土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合理約の変更に伴う  
財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合理約（平成23年市町村指令第5号）の変更に伴い、次のとおり財産処分を行うことについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成31年3月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合が所有する神立駅自由通路整備事業、神立駅東口歩行者専用道路整備事業に係る財産は次のとおり帰属する。

種類	所在	地番	内容	帰属
神立駅 自由通路	土浦市神立中央一丁目	4237-117 外	延長 40m 幅員 6m	土浦市
土地	土浦市神立東一丁目	4301-36	191.00 m <sup>2</sup>	土浦市
土地	土浦市神立東一丁目	4301-75	6.30 m <sup>2</sup>	土浦市
土地	土浦市神立東一丁目	4301-76	151.00 m <sup>2</sup>	土浦市
土地	土浦市神立東一丁目	4301-77	139.00 m <sup>2</sup>	土浦市
土地	土浦市神立東一丁目	4301-78	90.00 m <sup>2</sup>	土浦市
土地	土浦市神立東一丁目	4301-79	178.00 m <sup>2</sup>	土浦市

土地	土浦市神立東一丁目	4301-114	6.93 m <sup>2</sup>	土浦市
土地	かすみがうら市稲吉一丁目	2613-232	25.00 m <sup>2</sup>	かすみがうら市
土地	かすみがうら市稲吉一丁目	2613-233	40.00 m <sup>2</sup>	かすみがうら市

(参考資料)

付議事件（条例）条文新旧対照表（新規制定条例及び廃止条例は除く。）

**かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表**

改正前		改正後	
別表第1(第4条関係) 1 行政職給料表級別職務分類表		別表第1(第4条関係) 1 行政職給料表級別職務分類表	
職務 の級	職務の内容	職務 の級	職務の内容
7級	市長公室長及び部長の職務 教育委員会事務局教育部長の職務 <b>会計管理者の職務</b> 次長の職務 事務所長の職務 教育委員会事務局の次長の職務 議会事務局長の職務 農業委員会事務局長の職務	7級	市長公室長及び部長の職務 教育委員会事務局教育部長の職務 次長の職務 事務所長の職務 教育委員会事務局の次長の職務 議会事務局長の職務 農業委員会事務局長の職務
(略)	(略)	(略)	(略)
2 (略)		2 (略)	
		<b>附 則</b> <b><u>この条例は、平成31年4月1日から施行す る。</u></b>	

**かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例 新旧対照表**

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において「特例法人」とは、市内に事務所又は事業所(製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、小売業その他規則で定める事業の用に供するものに限る。ただし、これらのうち規則で定める適用を除外する事業については除く。以下「事務所等」という。)の <b>新增設</b> をした法人であって、地域経済牽引事業の促進による地域の	(定義) 第2条 この条例において「特例法人」とは、市内に事務所又は事業所(製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、小売業その他規則で定める事業の用に供するものに限る。ただし、これらのうち規則で定める適用を除外する事業については除く。以下「事務所等」という。)の <b>新設又は増設(以下「<u>新增設</u></b> という。))をした法人であって、地域

<p>成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第24条に基づく国の確認を受けた承認地域経済牽引事業計画を行う承認地域経済牽引事業者をいう。</p>	<p>経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第24条に基づく国の確認を受けた承認地域経済牽引事業計画を行う承認地域経済牽引事業者をいう。</p>
<p><b><u>2 この条例において「新增設」とは、合併、分割その他規則で定める事由によるものでないものであって、規則で定めるところにより算定した当該法人の従業者(市内在住者であって雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者(同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。)に限る。)を5人以上増加させる新設又は増設(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定める中小企業者による新設又は増設にあつては3人以上増加させるもの)をいう。</u></b></p> <p>3～7 (略)</p>	<p><b><u>2 この条例において「新設」とは、市内に事務所等を有しない企業が市内に事務所等を新たに建設して設置することをいい、「増設」とは、市内に既に事務所等を有する企業が事務所等の設置若しくは取得又は既存の事務所等の設備を拡張することをいう。</u></b></p> <p>3～7 (略)</p> <p><b><u>8 この条例において「新規雇用従業員」とは、規則で定める者をいう。</u></b></p>
<p>(課税免除)</p> <p>第4条 特例資産に対しては、市税条例の規定にかかわらず、事務所等の新增設をした日の属する年の翌年(当該日が1月1日である場合においては当該日の属する年)の4月1日の属する年度(以下「第1年度」という。)から、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく基本計画に定める重点促進区域については5年度分、促進区域については<b><u>3年度分の固定資産税</u></b>に限り、固定資産税を課さない。<b><u>ただし、当該特例資産について第1年度の翌年度以降の各年度分の固定資産税については、当該特例法人が当該</u></b></p>	<p>(課税免除)</p> <p>第4条 特例資産に対しては、市税条例の規定にかかわらず、事務所等の新增設をした日の属する年の翌年(当該日が1月1日である場合においては当該日の属する年)の4月1日の属する年度(以下「第1年度」という。)から、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく基本計画に定める重点促進区域については5年度分、促進区域については<b><u>3年度分</u></b>に限り、固定資産税を課さない。</p>

<p><u>各年度の初日の属する年の1月1日において市内に有する事務所等の従業員数から当該特例法人が当該事務所等の新增設をした日の前日において市内に有していた事務所等の従業員数を控除して得た数が第2条第1項に定める人数未満であるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 特定業務資産に対しては、市税条例の規定にかかわらず、特定業務施設の新増設をした日の属する年の翌年(当該日が1月1日である場合においては当該日の属する年の4月1日の属する年度(以下「第1年度」という。))から<u>5年度分の固定資産税</u>に限り、固定資産税を課さない。<u>ただし、当該特定業務資産について第1年度の翌年度以降の各年度分の固定資産税については、当該認定事業者が当該各年度の初日の属する年の1月1日において、特定業務施設整備計画の従業員数未満となった場合は、この限りでない。</u></p>	<p>2 特定業務資産に対しては、市税条例の規定にかかわらず、特定業務施設の新増設をした日の属する年の翌年(当該日が1月1日である場合においては当該日の属する年の4月1日の属する年度(以下「第1年度」という。))から<u>5年度分</u>に限り、固定資産税を課さない。</p> <p>3 <u>次条第2号に規定する申告に係る従業員数が5人未満(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定める中小企業者にあつては3人未満)の特例法人又は認定事業者は、前2項の規定による固定資産税の課税の免除を受けることができない。</u></p>
<p>(申告)</p> <p>第5条 <u>前条の規定</u>を受けようとする<u>法人等</u>は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を、毎年1月31日までに市長に申告しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>特例法人及び認定事業者(以下「特例法</u></p>	<p>(申告)</p> <p>第5条 <u>前条第1項又は第2項の規定の適用</u>を受けようとする<u>特例法人又は認定事業者(以下「特例法人等」という。)</u>は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を、毎年1月31日までに市長に申告しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>特例法人等</u>が市内に有する事務所等又</p>

<p><u>人等」という。)</u>が市内に有する事務所等 又は<u>及び</u>特定業務施設の従業員数に関する事項</p>	<p>は特定業務施設の従業員数に関する事項</p>
	<p align="center"><b>附 則</b> <u>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>

**かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例 新旧対照表**

改正前	改正後
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 重度心身障害者等 次に掲げるものをいう。 ア～カ (略)</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 重度心身障害者等 次に掲げるものをいう。 ア～カ (略) <b><u>キ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳を交付された者のうち、障害程度が1級の者(65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。)</u></b></p>
<p>(控除額の支給) 第4条の2 市は、前条第2項第1号の規定により医療福祉費から控除した額を対象者<b><u>(重度心身障害者等並びに母子家庭の母子及び父子家庭の父子以外の小児であり、9歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを除く。)</u></b>の申請に基づいて支給する。ただし、市長が必要と認めた場合は、保護者等の申請に基づいて支給することができる。</p>	<p>(控除額の支給) 第4条の2 市は、前条第2項第1号の規定により医療福祉費から控除した額を対象者<b><u>(15歳に達する日以後の最後の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小児を除く。)</u></b>の申請に基づいて支給する。ただし、市長が必要と認めた場合は、保護者等の申請に基づいて支給することができる。 <b><u>2 市は、対象者が15歳に達する日以後の最</u></b></p>

	<p><u>初の3月31日までの間にあるときは、前条第2項第2号の規定により医療福祉費から控除した額を対象者の申請に基づいて支給する。ただし、市長が必要と認めた場合は、保護者等の申請に基づいて支給することができる。</u></p>
<p>(医療福祉費の支給制限)</p> <p>第5条 第4条の規定にかかわらず、医療福祉費は対象者が次の各号のいずれかに該当するときは支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>小児にあっては、出生の日並びに1歳の誕生日</u>から18歳の誕生日までの間の誕生日において、その父若しくは母その者若しくはその者の配偶者又はその父若しくは母の前年の所得(出生の日及び当該誕生日の属する月が1月から6月までの者は、前々年の所得とする。以下この号において同じ。)が基準額以上であるとき又は小児の父母小児の配偶者若しくは父母を除く扶養義務者で主として小児の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(医療福祉費の支給制限)</p> <p>第5条 第4条の規定にかかわらず、医療福祉費は対象者が次の各号のいずれかに該当するときは支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>小児(15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものに限る。)にあっては、15歳の誕生日</u>から18歳の誕生日までの間の誕生日において、その父若しくは母その者若しくはその者の配偶者又はその父若しくは母の前年の所得(出生の日及び当該誕生日の属する月が1月から6月までの者は、前々年の所得とする。以下この号において同じ。)が基準額以上であるとき又は小児の父母小児の配偶者若しくは父母を除く扶養義務者で主として小児の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>
	<p><b>附 則</b></p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><u>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第4条の2及び第5条第1項第2号の改正規定は、平成31年10月1日から施行する。</u></p> <p><b>(経過措置)</b></p> <p><u>2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例によ</u></p>

	<u>る。</u>
--	-----------

**かすみがうら市下水道条例 新旧対照表**

改正前		改正後	
別表(第18条関係) 基本料金(1箇月につき)		別表(第18条関係) 基本料金(1箇月につき)	
排除汚水量	金額	排除汚水量	金額
10立方メートルまで	<u>1,188 円</u>	10立方メートルまで	<u>1,210.0 円</u>
超過料金(1立方メートルにつき)		超過料金(1立方メートルにつき)	
11立方メートル以上20 立方メートル以下	<u>129.6 円</u>	11立方メートル以上20 立方メートル以下	<u>132.0 円</u>
21立方メートル以上30 立方メートル以下	<u>140.4 円</u>	21立方メートル以上30 立方メートル以下	<u>143.0 円</u>
31立方メートル以上50 立方メートル以下	<u>151.2 円</u>	31立方メートル以上50 立方メートル以下	<u>154.0 円</u>
51立方メートル以上100 立方メートル以下	<u>162 円</u>	51立方メートル以上100 立方メートル以下	<u>165.0 円</u>
101立方メートル以上50 0立方メートル以下	<u>172.8 円</u>	101立方メートル以上50 0立方メートル以下	<u>176.0 円</u>
501立方メートル以上1, 000立方メートル以下	<u>183.6 円</u>	501立方メートル以上1, 000立方メートル以下	<u>187.0 円</u>
1,001立方メートル以上	<u>194.4 円</u>	1,001立方メートル以上	<u>198.0 円</u>
人数割	使用水	人数割	使用水
(略)	(略)	(略)	(略)
		<p><b>附 則</b></p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。</b></p> <p><b>(経過措置)</b></p> <p><b>2 この条例による改正後のかすみがうら市下水道条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前</b></p>	

	<u>から継続している公共下水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に支払を受ける権利が確定する使用料については、なお従前の例による。</u>
--	--

**かすみがうら市農業集落排水処理施設の管理に関する条例 新旧対照表**

改正前		改正後	
別表第1(第14条関係) 基本料金(1箇月につき)		別表第1(第14条関係) 基本料金(1箇月につき)	
排除汚水量	金額	排除汚水量	金額
10立方メートルまで	<u>1,188 円</u>	10立方メートルまで	<u>1,210.0 円</u>
超過料金(1立方メートルにつき)		超過料金(1立方メートルにつき)	
11立方メートル以上20立方メートル以下	<u>129.6 円</u>	11立方メートル以上20立方メートル以下	<u>132.0 円</u>
21立方メートル以上30立方メートル以下	<u>140.4 円</u>	21立方メートル以上30立方メートル以下	<u>143.0 円</u>
31立方メートル以上50立方メートル以下	<u>151.2 円</u>	31立方メートル以上50立方メートル以下	<u>154.0 円</u>
51立方メートル以上100立方メートル以下	<u>162 円</u>	51立方メートル以上100立方メートル以下	<u>165.0 円</u>
101立方メートル以上500立方メートル以下	<u>172.8 円</u>	101立方メートル以上500立方メートル以下	<u>176.0 円</u>
501立方メートル以上1,000立方メートル以下	<u>183.6 円</u>	501立方メートル以上1,000立方メートル以下	<u>187.0 円</u>
1,001立方メートル以上	<u>194.4 円</u>	1,001立方メートル以上	<u>198.0 円</u>
使用水	人数割	使用水	人数割
(略)	(略)	(略)	(略)
		<b>附 則</b> <b>(施行期日)</b> <b>1 この条例は、平成31年10月1日から施行す</b>	

	<p>る。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この条例による改正後のかすみがうら市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前から継続している農業集落排水処理施設の使用で、<u>施行日から平成31年10月31日までの間に支払を受ける権利が確定する使用料については、なお従前の例による。</u></p>
--	--

かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(運営審議会)</p> <p>第9条 <u>水道事業</u>に関する重要事項について市長の諮問に応じて調査審議するため、<u>かすみがうら市水道事業運営審議会</u>(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>2 審議会は、次に掲げる事項を調査、審議する。</p> <p>(1) <u>水道事業</u>の運営に関する重要事項</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(運営審議会)</p> <p>第9条 <u>上下水道事業</u>に関する重要事項について市長の諮問に応じて調査審議するため、<u>かすみがうら市上下水道事業運営審議会</u>(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>2 審議会は、次に掲げる事項を調査、審議する。</p> <p>(1) <u>上下水道事業</u>の運営に関する重要事項</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>
	<p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表(附則第2項関係)

【改正前】

別表第1(第2条、第5条、第6条関係)

職名	報酬	旅費
執行機関	(略)	(略)

附属 機関	(略)	(略)	(略)					
	<b>水道事業運営審議会 委員</b>			7,500	37	2,100	12,500	2,100
	(略)	(略)	(略)					
補助 機関	(略)	(略)	(略)					

備考 (略)

**【改正後】**

別表第1(第2条、第5条、第6条関係)

職名		報酬			旅費			
執行 機関	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
附属 機関	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	<b>上下水道事業運営審 議会委員</b>			7,500	37	2,100	12,500	2,100
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
補助 機関	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

**かすみがうら市水道事業給水条例 新旧対照表**

改正前					改正後				
別表第1(第23条、第26条関係) (1) 水道料金					別表第1(第23条、第26条関係) (1) 水道料金				
種別	水量 (立方 メートル)	基本料 金(円)	水量 (立方 メートル)	超過料 金(円) (1立方 メートルにつ き)	種別	水量 (立方 メートル)	基本料 金(円)	水量 (立方 メートル)	超過料 金(円) (1立方 メートルにつ き)
一般及 び供用 営業用	0	<u>1,620.</u>	1~10	<u>48.6</u>	一般及 び供用 営業用	0	<u>1,650.</u>	1~10	<u>49.5</u>
		<u>0</u>	11~30	<u>205.2</u>			<u>0</u>	11~30	<u>209.0</u>
			31~50	<u>226.8</u>				31~50	<u>231.0</u>

団体用	51～100	<u>259.2</u>
	101～	<u>270.0</u>
臨時用		<u>810.0</u>

備考 (略)

(2) メータ使用料

口径(ミリメートル)	使用料(円)
13	<u>54.0</u>
20	<u>108.0</u>
25	<u>118.8</u>
30	<u>183.6</u>
40	<u>216.0</u>
50	<u>1,080.0</u>
75～	<u>1,404.0</u>

別表第2(第29条関係)

メータの口径(ミリメートル)	金額(円)
13	<u>97,200</u>
20	<u>162,000</u>
25	<u>194,400</u>
30	<u>280,800</u>
40	<u>356,400</u>
50	<u>810,000</u>
75	<u>810,000</u>

団体用	51～100	<u>264.0</u>
	101～	<u>275.0</u>
臨時用		<u>825.0</u>

備考 (略)

(2) メータ使用料

口径(ミリメートル)	使用料(円)
13	<u>55.0</u>
20	<u>110.0</u>
25	<u>121.0</u>
30	<u>187.0</u>
40	<u>220.0</u>
50	<u>1,100.0</u>
75～	<u>1,430.0</u>

別表第2(第29条関係)

メータの口径(ミリメートル)	金額(円)
13	<u>99,000</u>
20	<u>165,000</u>
25	<u>198,000</u>
30	<u>286,000</u>
40	<u>363,000</u>
50	<u>825,000</u>
75	<u>825,000</u>

**附 則**

**(施行期日)**

**1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。**

**(経過措置)**

**2 この条例による改正後のかすみがうら市水道事業給水条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)**

	<p><b><u>の前から継続している水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、なお従前の例による。</u></b></p>
--	--

**かすみがうら市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例 新旧対照表**

改正前	改正後
<p>(布設工事監督者の資格基準)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上下水道及び工業用水道<b>又は水道環境</b>を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(9) (略)</p>	<p>(布設工事監督者の資格基準)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(<b><u>同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大 学前期課程」という。)を含む。</u></b>)又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(<b><u>専門職大 学前期課程にあつては、修了した後</u></b>)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上下水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(9) (略)</p>
<p>(水道技術管理者の資格基準)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(水道技術管理者の資格基準)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p>

<p>(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 及び(6) (略)</p>	<p>(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後<u>(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)</u>、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者<u>(専門職大学前期課程にあっては、修了した者)</u>については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後<u>(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)</u>、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者<u>(専門職大学前期課程にあっては、修了した者)</u>については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 及び(6) (略)</p>
	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;"><b><u>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u></b></p>

平成31年かすみがうら市議会第1回定例会

市長提出議案集

〔追加提出〕

平成31年3月22日提出

かすみがうら市

## 目 次

1. 議案第 31 号 平成 30 年度かすみがうら市一般会計補正予算  
(第 8 号) ..... 1

議案第31号

平成30年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）

平成30年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,888千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,882,444千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

平成31年3月22日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
6 地 方 消 費 税 交 付 金		706,957	1,519	708,476
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	706,957	1,519	708,476
12 分 担 金 及 び 負 担 金		202,902	959	203,861
	1 負 担 金	202,902	959	203,861
15 県 支 出 金		1,184,653	1,410	1,186,063
	2 県 補 助 金	401,449	1,410	402,859
歳 入 合 計		16,878,556	3,888	16,882,444

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		6,075,296	2,478	6,077,774
	1 社 会 福 祉 費	3,034,145	2,478	3,036,623
6 農 林 水 産 業 費		634,387	1,410	635,797
	1 農 業 費	621,541	1,410	622,951
歳 出	合 計	16,878,556	3,888	16,882,444

第 2 表 繰越明許費

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	農業振興事業	1, 4 1 0

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,460,529	0	5,460,529
2 地 方 譲 与 税	226,000	0	226,000
3 利 子 割 交 付 金	7,320	0	7,320
4 配 当 割 交 付 金	21,984	0	21,984
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	22,346	0	22,346
6 地 方 消 費 税 交 付 金	706,957	1,519	708,476
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	100,000	0	100,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	35,000	0	35,000
9 地 方 特 例 交 付 金	15,000	0	15,000
10 地 方 交 付 税	3,635,311	0	3,635,311
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	7,138	0	7,138
12 分 担 金 及 び 負 担 金	202,902	959	203,861
13 使 用 料 及 び 手 数 料	54,084	0	54,084
14 国 庫 支 出 金	2,097,955	0	2,097,955
15 県 支 出 金	1,184,653	1,410	1,186,063
16 財 産 収 入	9,191	0	9,191
17 寄 附 金	14,351	0	14,351
18 繰 入 金	407,930	0	407,930
19 繰 越 金	1,061,886	0	1,061,886
20 諸 収 入	207,119	0	207,119
21 市 債	1,400,900	0	1,400,900
歳 入 合 計	16,878,556	3,888	16,882,444

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	143,481	0	143,481				
2 総 務 費	2,369,115	0	2,369,115				
3 民 生 費	6,075,296	2,478	6,077,774			959	1,519
4 衛 生 費	1,156,938	0	1,156,938				
5 労 働 費	27,382	0	27,382				
6 農 林 水 産 業 費	634,387	1,410	635,797	1,410			
7 商 工 費	386,804	0	386,804				
8 土 木 費	1,769,534	0	1,769,534				
9 消 防 費	916,429	0	916,429				
10 教 育 費	1,214,919	0	1,214,919				
11 災 害 復 旧 費	2	0	2				
12 公 債 費	2,154,269	0	2,154,269				
13 予 備 費	30,000	0	30,000				
歳 出 合 計	16,878,556	3,888	16,882,444	1,410		959	1,519

## 2 歳 入

(款) 6 地方消費税交付金

(項) 1 地方消費税交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方消費税交付金	706,957	1,519	708,476	1 地方消費税交付金	1,519	地方消費税交付金
計	706,957	1,519	708,476			

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

1 民生費負担金	202,902	959	203,861	1 老人福祉費負担金	959	老人ホーム入所措置事業負担金
計	202,902	959	203,861			

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

4 農林水産業費 県補助金	37,250	1,410	38,660	1 農業費補助金	1,410	担い手確保・経営強化支援事業補助金
計	401,449	1,410	402,859			

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
2 老人福祉費	82,062	2,478	84,540			959	1,519	20 扶助費	2,478	02 老人ホーム入所措置事務事業 20 老人保護措置費	2,478 2,478
計	3,034,145	2,478	3,036,623			959	1,519				

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

3 農業振興費	30,498	1,410	31,908	1,410				19 負担金、補助及び交付金	1,410	09 農業振興事業 19 担い手確保・経営強化支援事業補助金	1,410 1,410
計	621,541	1,410	622,951	1,410							